

**文部科学省通知 「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」
及び
「5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」
に伴う主な変更点（R5.4.28）**

健康観察	これまで、家庭での健康観察の状況を健康チェック表等により把握することとし、登校時に確認することとしてきたが、これを不要とした。
出席停止	これまで「札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準」により判断してきたが、学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、（発熱等の翌日を1日目として）「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。（軽快とは「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向であること。」により判断する。）
臨時休業	感染が広がっている可能性が高く、措置が必要と判断した場合、学びの保障の観点に留意しつつ、必要な範囲で原則5日間閉鎖することとした。（欠席者数が在籍者数の20%以上に達しているかを目安とする。）
その他	5類移行に伴い、「札幌市における教育活動ガイドライン」を廃止 （文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参照することとした。）